

北労基発 0403 第3号
令和7年4月3日

各発注機関の長 殿

北海道労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における建設業の死亡災害発生状況を見ると、令和6年の死傷者数（令和7年2月末速報値）は826人となっており、令和5年の死傷災害数880人より減少しています。一方、建設業の死亡者数（令和7年2月末速報値）は17人となっており、令和5年の6人と比べて大幅に増加しており、全産業の死亡者数47人の36.2%を占めています。また、死亡災害発生状況を業種別に見ると、依然として建設業の占める割合が高い状況にあります。

厚生労働省では、従前から、労働安全衛生法令に基づく措置の徹底、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に定める各種施策を実施することにより、建設業における安全衛生活動の促進等を図ってきたところですが、労働災害の着実な減少に向け、更なる対策の推進が求められています。

このため、今般、別添のとおり「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めましたので、貴機関が発注される工事の受注者、傘下の関係団体等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。



「別添」の電子版はこちらから
ダウンロードできます。
(北海道労働局 HP)

担当：北海道労働局労働基準部

安全課 主任産業安全専門官 星川 勉

健康課 主任労働衛生専門官 上見 和邦

電話(代)011-709-2311 内線 3553、3563